

「杉並行政サービス民間事業化提案制度」提案事業審査実施要領(案)

平成21年7月1日

この要領は、杉並行政サービス民間事業化提案制度に基づき、平成21年度に応募された提案を、効率的かつ円滑に審査することを目的として定める。

1 審査内容

提案内容が事業化すべきものであるか。

提案内容は、テーマの主旨に沿ったものであり、事業化できるものであるか。

提案事業者は、実施事業者として適当か。

2 審査体制

(1) 「杉並民間事業化審査モニタリング委員会」(以下、「委員会」という。)のもと、提案区分ごとに「杉並民間事業化提案審査会」(以下、「審査会」という。)を設置し、審査会での審査を経て、委員会として審査結果を取りまとめる。

(2) 審査会

審査会は、審査委員5名以内をもって構成する。

審査会委員は、委員会において選出する。委員会委員以外の者については、区長が委嘱または指名する。

審査会に会長を置き、会長が会を統括する。また、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職を代理する。

審査会は原則非公開とする。ただし、審査会の決定により公開とする場合は、この限りではない。

3 審査手順

(1) 経営状況の評価

審査会に先立ち、提案事業者から提出された財務諸表等に基づき、専門家(公認会計士等)による経営状況の評価を実施し、審査会に報告する。

(2) 審査会における審査

1次審査

提案書の内容について、審査会委員が採点方式で評価を行う。

2次審査

提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、各委員が採点方式で評価を行う。

総合評価

上記までの結果から提案事業の審査結果をとりまとめる。

所管課ヒアリング

審査会において、審査に必要と認める場合は、所管課ヒアリングを行うことができる。

(3) 委員会における審査

委員会は、審査会の審査結果について説明を受け、審議の上、最終的に審査結果をとりまとめる。

4 審査基準

(1) 採択事業について

事業内容及び執行体制について、審査会が別に審査細目を定めて審査する。

(2) 提案事業選定方法について

一次審査（書類審査）結果と二次審査（事業者ヒアリング）結果により提案事業を選定する。

ただし、あらかじめ審査会において定めた最低基準に達していない場合は、選定しないものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

審査委員の構成（案）

「自由型」提案審査会

- ・ 杉並民間事業化審査モニタリング委員 3名
- ・ 政策経営部長
- ・ 提案事業の所管部長

「テーマ型」提案審査会

- ・ 杉並民間事業化審査モニタリング委員 3名
- ・ 外部委員（有識者、学識経験者など） 2名